第二号ロの表に次のように加える。

株式会社大橋鉄工所	岐阜県羽島市小熊町四丁目四百六十一番地	機械加工

○法務省告示第六十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月二日

法務大臣　金田　勝年

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社リバーケープ	愛知県名古屋市昭和区福江二丁目七番二十三号	塗装

○法務省告示第六十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月二日

法務大臣　金田　勝年

第二号イの表に次のように加える。

日本濾過器株式会社	東京都世田谷区深沢一丁目八番一号	機械加工

第二号ハの表友興商事有限会社の項中「コンクリート二次製品製造」の下に「、鉄筋施工」を加え、同表に次のように加える。

株式会社コバ建装	千葉県浦安市富士見五丁目十四番四十号	防水施工

○法務省告示第六十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月二日

法務大臣　金田　勝年

第二号ハの表三興工業株式会社の項中「塗装」の下に「、金属プレス加工」を加え、同表に次のように加える。

株式会社関下建設	宮城県名取市小塚原字田中五十八番二	型枠施工

○外務省告示第四十二号

平成二十九年一月二十三日にセントジョンズで、アンティグア・バーブーダ政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がアンティグア・バーブーダ政府との間に行われた。

平成二十九年二月二日

外務大臣　岸田　文雄

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日　本　側　岡田光彦在アンティグア・バーブーダ大使

アンティグア・バーブーダ側　ガストン・ブラウン首相

○厚生労働省告示第二十九号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

「セントビンセント　チリ」を「セントビンセント」に、「ウズベキスタン　英国」を「ウズベキスタン」に、「スペイン　スロバキア」を「スペイン」に、「フィンランド　ブルガリア」を「フィンランド」に改める。

○農林水産省告示第百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市浦田字木和田原五五八〇の一、五五八〇の二、五五九五の一、五五九七、五六一〇の一一、五六一〇の一九から五六一〇の二二まで、五六一〇の二五、五六一〇の二六、五六一三から五六一五まで、五六一四の子、五六一六の乙、五六一七の一、五六一八の二から五六一八の五まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　新潟県上越市大字皆口字クネノ内七一、七二、字柳清水七四から七七まで、七八の二、七九の二、八〇、八一、八三、八四の三、八四の四、八五の二、八九の一、八九の二、八九の五、九〇、九二の一、九三の一から九三の四まで、九四の一、九五の一、九五の二、九五の八、九六、九七の一、九八の二、一〇〇の二、一〇三の三、一〇三の五、大字西谷内字坂口三七三、三七四、三七五の二、三七八の一、三八〇の七、三八四の一、三八四の三、三八四の四、三八九の三、字雨池三七九、三八一、三八二の一、三八五の一、三八五の二、三八六から三八八まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　新潟県上越市名立区瀬戸字能生丸二七六一、二七六二の一、二七六七、二七六九から二七七二まで、二七七五、二七七六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）